

社会福祉法人三恵会 役員等の報酬等に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人三恵会(以下「法人」という。)の定款第 21 条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1)業務執行理事等については、法人の「給与規定」に則り支給する。
- (2)その他の役員等については、時給額 5,000 円を支給する。また、別途交通費を法人の「給与規定」に基づき支払うことができる。
- (3)役員等が業務を遂行するに際して発生した費用は、別途支払う。

(報酬等の支給方法)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期及び支給方法等は、法人の「就業規則」に則り支給する。

(公 表)

第5条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。